

■ 添乗員・バスガイド・引率のみなさまへ（吉野山観光駐車場のご利用にあたって）

このたびは、吉野山をご案内いただき誠にありがとうございます。

吉野山観光駐車場のご利用にあたり、より楽しく・快適にお過ごしいただくために、次の点についてご協力をお願いします。

1. 駐車場のご利用について

（1）ご利用当日、ご持参いただくものは次のとおりです。

① 駐車場利用券・・・当日忘れずにご持参ください。

また、予約変更証明書が発行されている場合は、合わせてご持参ください。

※ 予約変更証明書とは、元の予約を変更した場合に発行するものです。予約を変更した場合は、入場の際に「駐車場利用券」と「予約変更証明書」の両方が必要です。

② 駐車票・・・当日、吉野山に向かって出発される際、バスのフロントガラスのわかりやすいところに掲出してください。

③ 出庫時刻票 2 枚（バスフロント用・後部用）・・・吉野山の駐車場に入場する直前に、お帰りになる時刻（バスを出庫させたい時刻）を大きく太い文字で記入してください。

駐車場の係員が、その時刻を見て、バスを駐車位置に誘導いたします。

※ 時刻表記の仕方

・「分」は 00 分か 30 分のどちらかをお願いします。（15 分、40 分などは×です）

・24 時制でご記入ください。

④ 駐車場利用料金（「当日払い」の予約車両のみ）・・・「当日払い」と書かれた駐車場利用券をお持ちの方は、駐車場前にある駐車場事務所にて料金をお支払い下さい。

・特定日（4月1・2・8・9・15・16日）は15,000円（1台あたり）、

・通常日（特定日以外）は10,000円（1台あたり）です。

（2）駐車場の入口では、次のものを係員にお渡し下さい。

① 駐車場利用券

② 予約変更証明書（予約の変更があった車両のみ）

※ 入庫をスムーズに行い、皆様の待ち時間をできる限り少なくするために、入庫前にあらかじめお手元にご用意願います。

（3）駐車場入場が早朝（午前7時まで）または夜間（午後6時以降）になる場合は必ず電話連絡して下さい。

利用日前日（ただし、日曜、月曜に到着する場合は前週金曜日）の午後4時までに、バス駐車場予約センター（0746-32-2036）までお願いします。

※ 連絡がないと、駐車場にご入場いただけないことがあります。

2. 吉野山のひとときをより快適で楽しくお過ごしいただくために

（1）ゴミの持ち帰りにご協力ください。

・恐れ入りますが、お持ち込みになったお弁当のカラなど、ゴミの持ち帰りにご協力をお願いいたします。

（2）トイレは早めにお済ませいただけるよう、お客様へのご案内をお願いいたします。

・お帰りの際、観光駐車場内のトイレは大変混雑します。

・特に、バスの出庫がピークとなる午後1時頃から午後3時過ぎにかけて、女性トイレは著しく混雑します。トイレはお早めに済ませていただきますよう、ご案内ください。

（3）桜の保全のため、駐車場内は、アイドリングストップにご協力下さい。

（4）吉野山内でコピーやFAXのできる場所がございませんので、事前にお済ませいただくことをお勧めいたします。

（5）近年、ツアー参加者（特に高齢者）の迷子が発生しております。

・集合場所である駐車場の場所を忘れてしまうケースが多いようです。

・引率される皆様は、事前に町のホームページから交通規制マップをダウンロードいただき、駐車場にマーカーをしていただくなど迷子者を発生させない工夫をしていただきますようお願い申し上げます。

(6) 緊急事態やお困りのことがございましたら、駐車場事務所までお越し下さい。

■吉野山観光駐車場利用規約

吉野山観光駐車場のご予約ならびにご利用に際し、以下の事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。

<駐車場予約および利用に対しての注意事項>

- ①駐車場利用券および駐車票は申込団体に限り使用できます。
当センターに無許可にて貸与・転売・譲渡はできません。
- ②駐車場利用券および駐車票は、吉野山交通・環境対策協議会が発行するものです。
- ③利用料金は、定められた期日までにお支払い下さい。
- ④利用契約の成立は、希望申込内容の範囲内で予約回答を差し上げた時点とさせていただきます。
- ⑤駐車場内での盗難や事故、利用者同士のトラブル、破損等については一切の責任を負いません。
- ⑥駐車場に設置された機器・備品等に車両が接触・衝突するなどして生じせしめた損害については、運転者の責任として損害賠償を請求いたします。
- ⑦不法車両は、発見しだいレッカー車等により移動することがあります。
- ⑧次の事項に該当する場合は、ご利用をお断りすることがあります。
 - ・防火管理上危険な行為をすること。
 - ・他の利用者が不快に感じる行為をすること。
 - ・利用方について、係員の指示に従わないとき。
 - ・上記に掲げるもののほか、他に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等秩序や安全を阻害する行為と協議会が認める行為をすること。
- ⑨駐車場に入場する前に、道路上でお客様を乗降させることは、交通法規上の問題だけでなく渋滞や事故の原因ともなりますので、おやめ下さい。